

健保だより

2023-8 No.22

中部アイティ産業健康保険組合

特集 令和4年度決算

4ページ目をご覧ください

お知らせ

■被扶養者の資格確認（検認）を行います。

健康保険法施行規則第五十条及び厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）厚生労働省保険局保険課長通知（保保発第1029005号）により、適正な保険給付、納付金等の適正な支払いのために、被扶養者として既に認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかを確認いたします。検認の日程等は以下のとおりです。事業主様、被保険者様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆健康保険被扶養者調書の提出期限と提出方法

<提出期限>

被保険者→事業所：令和5年8月31日（木）

事業所→健保組合：令和5年9月7日（木）

<提出方法>

健康保険被扶養者調書に必要な書類を添付の上、事業所様において、一括取りまとめてご提出ください。

◆検認の対象となる事業所

令和5年3月までに当健保組合に加入の事業所（健康保険被保険者証の記号1～274の事業所及び任意継続被保険者）

◆検認の対象とならない方

・本年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方

- ・本年4月1日において高校3年生以下の子
- ・令和6年3月31日までに75歳になる方

◆マイナンバーを活用した情報照会

下記書類の提出が不要となります。

1. 課税所得証明書
2. 年金通知（企業年金除く）
3. 住民票

なお、情報照会は令和5年1月1日付の住民票住所情報にて行います。住所変更届が未届けの場合は、速やかにご提出ください。健保組合に令和5年1月1日付の住民票住所を届け出していない方と令和5年1月以降に年金受給を開始された方は情報エラーとなり、別途追加で書類の提出が必要となります。

健保組合ホームページ→お知らせ 2023年7月18日「令和5年度被扶養者認定状況の確認（検認）について」をご参照ください。

■健康経営優良法人2023について

「健康経営優良法人2023」に認定された事業所様に心よりお祝い申し上げます。

大規模法人部門1社、中小規模法人部門20社（うち2社は中小規模法人部門ブライツ500）に認定されました。

【大規模法人部門】

- ・株式会社SYSホールディングス
- 【中小規模法人部門 ブライツ500】（五十音順）
- ・大新技研株式会社
- ・株式会社ネクストビジョン
- 【中小規模法人部門】（五十音順）
- ・株式会社アストロ
- ・アドバンスシステム株式会社
- ・アンダーデザイン株式会社
- ・株式会社ECS

- ・株式会社イシマル
- ・株式会社エコシステムズ
- ・株式会社エスケイワード
- ・株式会社エースシステムズ
- ・株式会社エム・エス・アイ
- ・株式会社岡山システムサービス
- ・株式会社オンダテクノ
- ・株式会社システック井上
- ・株式会社システムエンタープライズ
- ・株式会社創源
- ・株式会社ティータシステム
- ・株式会社PAL構造
- ・株式会社Be e
- ・株式会社ベルチャイルド

健保組合ホームページ→健康経営→健康経営2023をご参照ください。

また、健康経営優良法人認定に向けてのサポート事業として、「健康経営コンソーシアム」をご利用いただけます。セミナーやメール相談が無料で受けられますので、是非ご利用ください。なお、セミナーの開催についてはメールでお知らせしております。

健康経営2024申請方法等につきましては、下記URLをご参照ください。

<https://www.kenkoujin.jp/shidou/event/kenkokeiei1>

■健保組合における電子申請環境について

マイナポータルを利用した電子申請を受付していません。算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、資格取得届、資格喪失届、産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届、産前産後休業終了時報酬月額変更届、育児休業取得者申出書／変更（終了）届、育児休業終了時報酬月額変更届、介護保険適用除外等該当・非該当届の

電子申請が可能です。

健康保険組合ホームページ→その他のお知らせ→社会保険手続きに係る電子申請システムの運用開始についてをご参照ください。

■オンライン資格確認について

令和3年3月下旬からオンライン資格確認の運用が開始され、オンライン資格確認システムを導入する医療機関・薬局においては現状通りの健康保険被保険者証に加え、マイナンバーカード利用による受診が可能です。受診する医療機関・薬局によってマイナンバーカード利用開始時期が異なり、利用できないこともありますので、混乱を避けるため引き続き健康保険被保険者証を持参してください。

なお、マイナンバーカードで医療機関、薬局を利用される場合においても、健康保険被保険者証、高齢受給者証は破棄することなく、大切に保管していただき、資格喪失時に健保組合へご返納ください。

【マイナンバーカードを保険証として利用するための事前準備】

マイナンバーカードを健康保険被保険者証として利用するためには、事前に登録が必要です。マイナンバーカードの健康保険被保険者証利用は下記のURLから登録できます。

<https://web.hir.myna.go.jp/Accept/application>

健康保険組合ホームページ→その他のお知らせ→オンライン資格確認をご参照ください。

■保健事業についてお願いとお知らせ

【1】健康診断補助について

・健診補助対象者

被保険者及び35歳以上の被扶養者

・補助対象期間

40歳以上の方…4月～12月受診分

40歳未満の方…4月～翌1月受診分

・年齢起算日

令和6年3月31日時点での年齢

◆健診受診についての注意事項・お願い

①当組合契約外健診機関で健診を受診する場合

健保組合ホームページの「必須検査項目」(PDF)にて、受診を希望されている健診コースの項目がすべて受診可能か確認のうえ、ご受診ください。

健保組合ホームページ→健康サポート 健康診断の手続き→その他の医療機関への手続きをご参照ください。

②契約外健診機関で受診した場合の請求について

☆提出書類

・定期健康診断補助支給申請書

・定期健康診断補助支給申請者一覧

・問診票(質問票)を含む健診結果表の写し

・領収書の原本(ネットバンキングによる振込の際には、振込先・金額がわかる明細)

を事業所様で取り纏め健保組合へご提出ください。

※下記書類は該当の場合、併せて添付してください

・健診機関への支払いを事業所様にておこなった場合、請求書の写し

・XMLデータ(できるだけ健診結果のXMLデータを頂けるよう健診機関にご依頼し添付してください。)

40歳以上の方でXMLデータの提出が出来ない場合は、健保組合ホームページより特定健診質問票をダウンロードしご提出ください。

③当組合と契約・契約外問わず、健診受診の際に未受診項目がある場合は補助金額が減額されます。

健診の検査項目で未受診項目がある場合、必須項目を満たす健診コースの補助上限額までを補助します。

【2】特定健診について

40歳以上の被保険者・被扶養者で、年齢起算日は令和6年3月31日です。(受診日に39歳であっても)

令和6年3月31日までに40歳に到達する方は特定健診項目を含む健診を受診してください。)

※40歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者の方で、「特定健診」のみ受診される場合は「特定健康診査受診券」が必要となりますので、「特定健康診査受診券発行申込書」をホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ健保組合にご送付ください。

健保組合ホームページ→健康サポート 健康診断の手続き→「特定健診」のみ受診の手続きをご参照ください。

【3】特定保健指導について

特定保健指導は、全ての健保組合が共通に取り組む法定義務の保健事業です。生活習慣改善が必要であると判断され、特定保健指導の対象になられた方には、ご案内を送付しますので必ずお受けください。費用は全額健保組合が負担します。

初回面談の実施方法は下記の①～④から選択できます。()内は委託先です。

① 勤務先又は自宅において面談(ベネフィット・ワン)

② 健康セミナー参加(ケシップ)

③ スマホによるテレビ電話にて面談(ドック)

④ スマホによるテレビ電話にて面談(RIZAP)

(③、④は終了後、通信料としてQUOカード2,000円分をプレゼントしています。)

令和5年度より新しく遠隔型の委託先にRIZAPが加まりました。RIZAPを選択された方には、スマートウォッチ、体組織計のプレゼントがあり、3か月の支援中はchocozapのアプリ、コンビニが無料でご利用いただけます。

特定保健指導を受けることで、健診値を改善し、健康な身体を取り戻しましょう。

【4】インフルエンザ予防接種補助請求について

令和5年度のインフルエンザ予防接種補助は、令和5年10月から12月までに接種された方について実施されます。

申請期限：令和6年3月15日（金）

補助額：一人につき上限1,500円

注意：補助支給申請書等に記載漏れがあると補助の支給が遅れますのでご注意ください。また、領収書は申請用紙に貼付してください。

健保組合ホームページ→健康サポート インフルエンザ予防接種補助の手続きをご参照ください。

■若年層の子宮がん検診

令和5年度より新たに健康診断補助対象外の女性を対象に、子宮がんの早期発見、早期治療を目的に子宮がん検診の補助を行います。

・健診補助対象者

18歳から34歳の被扶養者

・年齢起算日

令和6年3月31日時点での年齢

・補助対象受診期間

4月～翌2月受診分

・申請期限

令和6年3月15日（金）

・補助額

上限4,000円（年度内1回限り）

申請には申請書と領収書が必要となりますが、検診結果の添付は不要です。

健保組合ホームページ→健康サポート 若年層の子宮がん検診 補助の手続きをご参照ください。

■受診勧奨通知について

令和5年度に健康診断を受診した方で、健診結果にて糖尿病、高血圧症が強く疑われる方もしくは腎機能が低下している方のうち、前記病名での医療機関未受診者を対象に『生活習慣病受診勧奨通知』、『慢性腎臓

病重症化予防通知』を送ります。

病気を放置しておくとう重症化し、さまざまな合併症を引き起こします。病気の発症、進行を防ぐためには、早い段階から医療機関を受診し、医師の管理のもと、生活改善と治療により、各数値を安定させることが大切です。通知を受けた方は早目に医療機関を受診されることをお勧めします。

■歯科健診について

大切な歯の健康を維持するためには定期的な歯科健診が必要です。当健保組合の歯科健診事業では「歯科健診センター」、「ファミリー歯科健診」、「事業主主催の集団歯科健診」の3種類を利用して受診することができます。また、「ファミリー歯科健診」ではフッ素塗布とブラッシング指導に加えて歯のクリーニング（歯面清掃）を行います。いつまでも健康な歯を保つために、是非ご利用ください。

健保組合ホームページ→健康サポート 歯科健診をご参照ください。

■Pe pUpについて

パソコンやスマートフォンからアクセスすることができるWebサービスで、健康維持・増進を目的とした様々な健康コンテンツを提供しています。健康診断結果や医療費実績などを、何時でもどこでも確認することができ、また、日々の記録として体重や歩数のデータを入力することができますので、健康管理に役立てていただけます。令和5年度は『Pe pUp』にて5つのイベントを実施しており、年間全てのイベントに参加すると最大5,000ポイントが付与されるチャンスがあります。10月2日～11月10日には「ウォーキングラリー」、1月15日～2月13日には「体重測定チャレンジ」の開催を予定しています。それぞれのイベントで付与されたポイントはPe pUp内でWAONポイントや楽天ポイントなどと交換すること

ができます。なお、令和4年度のポイント交換実績は1,961,138円でした。未登録の方は今すぐ『Pe pUp』に登録してイベントに参加しましょう！

★Pe pUp本人確認コードの再発行依頼が多くなっています。初回発行、再発行には経費が発生しますので、「健康情報サービス登録方法ご案内」がお手元に届きましたらご登録いただくかお手元に大切に保管くださるようご協力ください。

健保組合ホームページ→健康サポート Pe pUpをご参照ください。

■スポーツクラブ ルネサンス

当健保組合と契約しているスポーツクラブルネサンスにて春・夏・秋・新春の年4回キャンペーンを実施しています。また、オンラインの無料セミナーもありますので、日々の健康増進にご活用ください。

■家庭常備薬等斡旋のお知らせ

皆様の疾病予防および健康維持の一助として、家庭常備薬等の斡旋を行っています。

年2回、春・秋に申込書とWebでご案内します。

家庭常備薬等斡旋事業では、『特納品』と呼ばれるドラッグストアでは販売されていない商品を中心にご案内しています。『特納品』とは、ドラッグストアで販売されている一般用医薬品と効果・効能は同じですが、パッケージが少し異なっていたり、内容量が少量であるため多量に使い残すことなく、お求めやすい価格となっています。

本年度第2回目の家庭常備薬等の斡旋は、9月上旬頃ご案内します。Webでは、限定品を含めて申し込み書より多くの商品を掲載しています。申し込み書の二次元バーコードまたは健保組合ホームページの「お知らせ」からお申し込みください。

救急箱の補充、健康管理にご活用ください。

令和4年度 収入支出決算が確定しました

当健保組合の令和4年度決算が、7月28日に開催された第45回組合会において承認され決定いたしました。

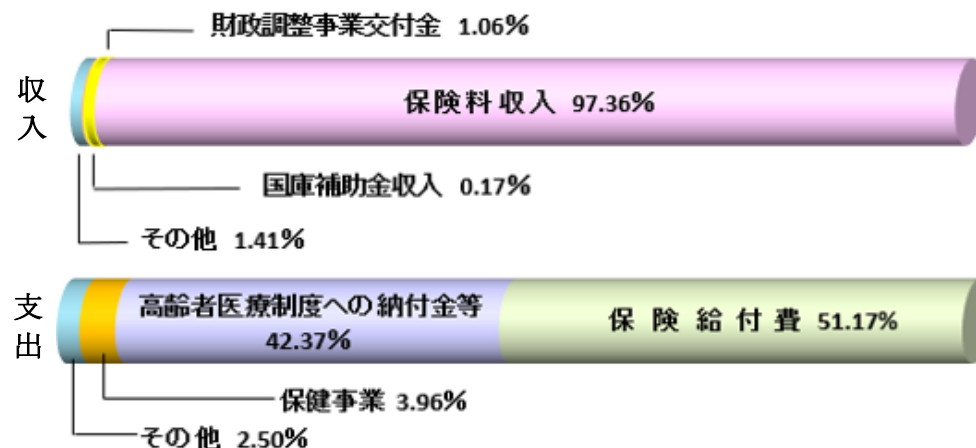
一般勘定は、保険料収入の伸びと高齢者医療に係る納付金の減額精算などがあり、2億1,900万円黒字決算となりました。しかしながら、コロナ時期の受診控えが収まってきており、保険給付費は2年続けて大きく伸びています。令和5年度以降の動向が気になるところです。

介護勘定は、保険料率を0.6%引下げて運営しましたが、1,435万円黒字決算となっています。

この間の特徴として、適用拡大によって特定適用事業所に該当する事業所が増えており、これに伴って被扶養者数が減少する傾向にあります。また、標準報酬月額や標準賞与額が増加してきており、保険料収入が予算を上回る決算となりました。

令和5年度の保険料率は、一般勘定は令和4年度と同率、介護勘定はさらに0.6%引き下げて運営しています。増加している給付費や納付金には、積立金等を充てることで対応する予定です。

《令和4年度決算の主な収入・支出項目の割合》



一般勘定 保険料率99.0%

基礎数値	令和4年度決算(A)	令和3年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	11,956人	11,898人	58人
平均標準報酬月額(年間平均)	338,616円	334,727円	3,889円
年間賞与額(一人平均)	864,123円	835,161円	28,962円

予算項目	令和4年度決算		被保険者1人当たり		
	総額	令和4年度(A)	令和3年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	健康保険収入	5,703,077千円	477,005円	469,288円	7,717円
	別途積立金繰入	0千円	0円	21,012円	-21,012円
	国庫補助金収入	10,008千円	837円	358円	479円
	財政調整事業交付金	61,890千円	5,176円	6,500円	-1,324円
	その他	82,972千円	6,940円	6,832円	108円
	合計	5,857,947千円	489,959円	503,989円	-14,030円
支出	保険給付費	2,885,451千円	241,339円	221,375円	19,964円
	納付金	2,389,268千円	199,838円	213,437円	-13,599円
	保健事業費	223,466千円	18,691円	18,431円	260円
	その他	140,758千円	11,773円	11,895円	-122円
	合計	5,638,943千円	471,641円	465,137円	6,503円
収支差引額	219,004千円	18,317円	38,852円	-20,534円	

介護勘定 保険料率17.6%

基礎数値	令和4年度決算(A)	令和3年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	5,610人	5,529人	81人
平均標準報酬月額(年間平均)	404,071円	400,878円	3,193円
年間賞与額(一人平均)	1,021,958円	1,003,604円	18,354円

予算項目	令和4年度決算		被保険者1人当たり		
	総額	令和4年度(A)	令和3年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	介護保険収入	579,240千円	103,251円	105,338円	-2,087円
	繰入金	0千円	0円	0円	0円
	国庫補助金収入	0千円	0円	0円	0円
	雑収入	7千円	1円	1円	0円
	収入合計	579,247千円	103,252円	105,339円	-2,087円
支出	介護納付金	564,888千円	100,693円	103,178円	-2,485円
	介護保険料還付金	0千円	0円	0円	0円
支出合計	564,888千円	100,693円	103,178円	-2,485円	
収支差引額	14,359千円	2,559円	2,161円	398円	

法定準備金保有率	一般勘定	277.21%	介護勘定	127.73%
----------	------	---------	------	---------